

京都市交通局 地下鉄近接施工協議取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、本市地下鉄に近接して施工する調査・工事又は重機の使用（以下、「工事等」という。）により、地盤や既設構造物に想定外の変位や応力が発生し、列車運行に支障を及ぼす、あるいは本市地下鉄構造物の安全性及び耐久性を低下させる等の有害な影響が生じないように、工事等の計画、設計、施工を安全かつ合理的に行うために事前協議（以下、「近接施工協議」という。）することを目的とする。

(近接施工協議が必要な範囲)

第2条 工事等に伴う近接施工協議が必要な範囲は、「京都市都市計画情報検索システム」において、「B 都市施設」である本市地下鉄施設（京都市高速鉄道烏丸線及び東西線）からの水平距離が25m以内のものとする。

なお、「京都市都市計画情報検索システム」に記載のない地上部の駅出入口の位置については、現地で確認すること。

2 以下の条件をすべて満たせば、前項によらず協議不要とする。

- ・ 建築物及び土木構造物（以下、「建造物」という。）が地下鉄構造物の直上でない
- ・ 建造物が軽量鉄骨2階建又は木造3階建以下
- ・ 掘削深さが2.0m以下

3 近接施工協議が必要な範囲について不明な点がある場合は、次条の連絡先へ問い合わせること。

(近接施工協議書の提出)

第3条 前条において近接施工協議が必要となった場合、施主又は設計・施工会社（以下、「施主等」という。）は、高速鉄道部 技術監理課 土木担当へ近接施工協議の依頼を行うものとする。

2 依頼にあたっては、近接施工協議依頼書（様式1）及び添付書類を次のメールアドレスへ送信し、電話連絡すること。

kotsu-kinsetsu@city.kyoto.lg.jp (TEL : 075-863-5234)

(近接施工協議)

第4条 当局は、受理した近接施工協議書に基づき、近接施工協議の有無を判断し施主等へ回答するものとする。

2 近接施工協議が不要となった場合は、当局が近接施工協議書の交通局記載欄に「協議済」と記載し返却することで、協議は終了となる。

3 近接施工協議が必要となった場合は、当局が近接施工協議書の交通局記載欄に「協議事項等」を記載するとともに、施主等へ本市地下鉄構造物の図面等の資料を提供し、施主等はこの資料に基づき協議を進めていく。

(近接施工協議の期間)

第5条 近接施工協議の期間は、近接程度に応じて、1ヶ月から数ヶ月となる。

(近接施工協議の手順)

第6条 近接施工協議の手順については、下図「近接施工協議の手順図」のとおりとする。

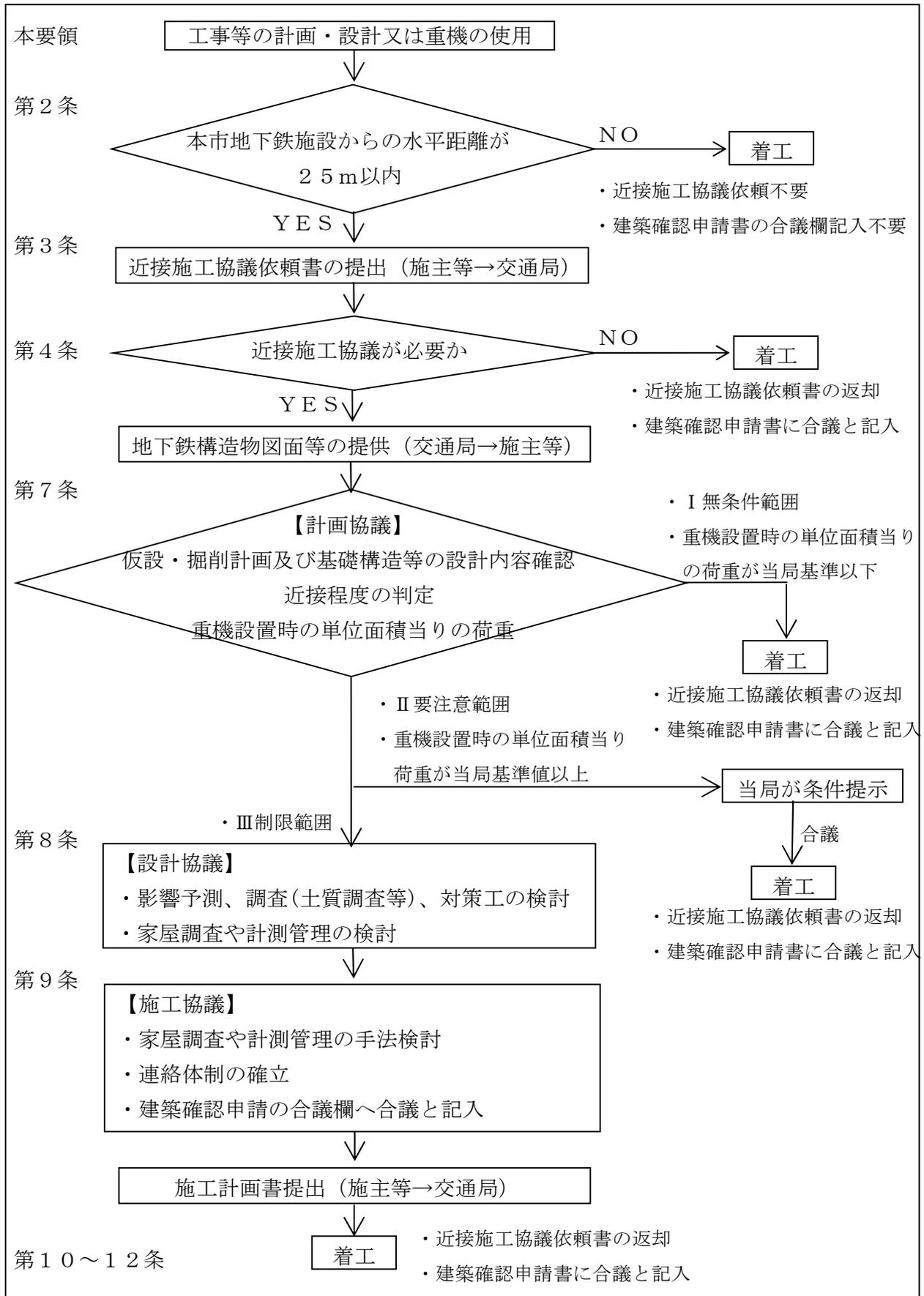


図 近接施工協議の手順図

(計画協議)

第7条 近接施工協議が必要な範囲で工事等を行う場合は、計画協議を行う。

2 計画協議では、施主等が都市部鉄道構造物の「近接施工対策マニュアル 平成19年1月 公益財団法人鉄道総合技術研究所近接」(以下、「近接施工マニュアル」という。)に基づき、施主等が計画している工事等に対して、近接程度の判定図を作成する。

また、重機を設置する場合は、重機の荷重が地下鉄構造物へ及ぼす影響について検討すること。

3 近接程度の判定図は、近接施工マニュアルに基づき下のⅠ～Ⅲの区分で行い、基本的に次のとおりの対応となる。

近接程度Ⅰ 無条件範囲 ……無条件で着工

近接程度Ⅱ 要注意範囲 ……条件付着工

近接程度Ⅲ 制限範囲 ……設計協議及び施工協議

(設計協議)

第8条 計画協議において、近接程度Ⅲと判定された場合は、設計協議を行う。

2 設計協議では、施主等は作成した近接程度の判定図を用いて、本市地下鉄への影響予測を行う。また、影響予測に基づき、調査・測量、家屋調査、計測管理等の計画及び対策工について検討する。

(施工協議)

第9条 設計協議において検討した事項について、施工協議を行う。

2 施工協議では、施主等が着工するまでに、施工前・中・後の測量・調査、家屋調査、計測管理等の実施方法及び対策工法(特に仮設設置や掘削時)についての検討結果を記載した施工計画書を提出するものとする。

3 施工計画書は、原則として着工の1か月前までに提出するものとし、緊急時に技術監理課と連絡がとれる連絡体制を記載すること。

(施工時の安全管理)

第10条 前条の施工協議において、施主等が駅出入口での調査・測量、家屋調査、地下鉄本線での計測管理等を行うことになった場合は、施工前に技術監理課の安全講習を受講しなければならない。

(計測管理)

第11条 計測管理の目的は、軌道を含めた既設構造物の安全性、近接施工による既設構造物への影響が予測通りか否か、変位・変形の進行性、その速度、発生位置や変形のモード等を把握し、危険な状態の把握あるいは危険な状態になることを予測し、施工管理・施工方法に反映させるものである。

2 変位計測管理については、当局の管理基準値(1次管理値、2次管理値、管理限界値)に基づき行い、施工中に管理基準値を超過した場合は、施主等は当局の指示に従うものとする。

(異常発生時の対応)

第12条 施主等が行う近接工事に起因して、列車運行への支障及び本市地下鉄構造物の変状が発生した場合は、協議のうえ、施主等の責で原因を究明し、速やかに復旧させるものとする。

(区分地上権設定地)

第13条 区分地上権設定地においては、施主等は登記簿謄本に記載されている条件の範囲内で施工することとし、施工条件等が記載された書面により、技術監理課の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は令和8年3月1日に施行する。